

□ 中心市街地空き店舗等活用事業

伊賀市では、中心市街地の活性化を図るため、区域内にある空き店舗等を活用して店舗等を開設する事業者等に補助金を交付します。

この事業は、伊賀市中心市街地活性化基本計画実施事業のひとつ『空き店舗等活用事業』であり、中心市街地の賑わいの創出及び商業の活性化のため、空き店舗等への出展者に対して店舗の改装費及び家賃の一部を補助するものです。

【補助対象事業】

小売業・飲食業・サービス業（倉庫・駐車場・風俗業・遊戯業・貸金業等は除く）や市民活動を行なう事業が対象となります。

【補助内容】

対象経費	補助率	対象区域	補助限度額
新築費・改装費	1 / 2 以内	「伊賀市中心市街地活性化基本計画」の重点軸及び上野市駅前地区第一種市街地再開発事業周辺※	150 万円
		それ以外の区域	100 万円
賃借料	1 / 2 以内		月額 5 万円 (最長 12 ヶ月)

- ※ 1. 重点軸：通称本町通り
2. 上野市駅前地区第一種市街地再開発事業：駅前再開発ビル周辺
3. 審査にあたり、中心市街地活性化協議会、関係商店街（商店会）の意見を聞きます。

関係商店街（商店会）：

芭蕉街商店会、広小路商店会、上野東町商店街振興組合、新天地商店会、中町商店会、西町商店会

【交付の条件】

- * 補助金の交付は 1 回限りです。
- * 継続して 1 年以上事業を行い、関係商店街等の事業には積極的に参加してください。
- * 区域内で移転する場合、移転前の店舗を空き店舗等にしないでください。
- * 上野商工会議所の経営指導を受けるよう努めてください。
- * 市町村税に未納のある場合は申請できません。

○伊賀市中心市街地空き店舗等活用事業費補助金交付要綱

平成20年12月10日告示第199号

改正

平成21年4月1日告示第71号

伊賀市中心市街地空き店舗等活用事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀市の中心市街地の活性化を図るため、事業者等が中心市街地の区域内にある空き店舗等を活用し、集客に役立つ施設及び店舗を開設する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 伊賀市中心市街地活性化基本計画(平成20年11月認定)に定める区域をいう。
- (2) 空き店舗等 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）における大規模小売店舗の届出を必要としない店舗等で、従前に店舗等又は住宅及び土地で、現に使用されていないものをいう。
- (3) 事業者等 空き店舗等を活用して開業しようとする個人・法人・市民活動団体等をいう。

(補助対象事業)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 空き店舗等を活用して行う小売業、飲食業、サービス業等（倉庫、駐車場、風俗業、遊戯業、貸金業等は除く。）
- (2) 空き店舗等を活用して行う公益活動事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

(補助対象経費及び補助率)

第4条 この要綱において補助金の交付の対象となる補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。ただし、算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

- 2 空き店舗等の賃借料の補助は、月々の賃借料に対して補助するものとし、敷金及び仲介手数料等契約に関する諸費用は除くものとする。
- 3 空き店舗等の賃借料の補助期間は、補助金の交付を決定した日の属する月の翌月から12ヶ月を

限度とする。ただし、当該月の1日に申請のあったものについては当該月を含むものとする。なお、補助機関が2ヵ年度に及ぶ場合は、各年度毎に交付決定するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条の規定に基づく補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 申請した内容に基づき、継続して1年以上事業を行い、関係の商店街等で積極的かつ継続的に事業を行うこと。
- (2) 中心市街地の区域内から他の店舗へ移転したことにより、移転前の店舗等を空き店舗等としないこと。
- (3) 伊賀市ふるさと風景づくり条例（平成20年伊賀市条例第47号）第8条に定める重点区域において、空き店舗等の改修、新築によりその外観が変わる場合は、当該地域の歴史、文化性等を尊重し、街並みや景観形成に配慮すること。
- (4) 市町村税（国民健康保険税を含む。以下「住民税等」という。）を滞納していない者であること。

(交付の申請)

第6条 規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、空き店舗等改装費又は新・改築費及び付帯施設の設置に要する経費にあつては、伊賀市中心市街地空き店舗等活用事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて原則として事業開始の1か月前までに市長に提出しなければならない。また、空き店舗等の賃借料にあつては、伊賀市中心市街地空き店舗等活用事業費（家賃補助）補助金交付申請書（様式第1号の2）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 空き店舗等の改装費等及び付帯施設の設置に要する経費
 - ア 事業計画書（様式第2号）
 - イ 収支予算書（様式第3号）
 - ウ 位置図
 - エ 施行前の写真
 - オ 改修、新・改築に係る設計図面及び見積書
 - カ 賃貸借契約書の写し
 - キ 納税証明書（市町村が発行する住民税等の滞納がないことを証明する証明書）
 - ク その他市長が必要と認める書類
- (2) 空き店舗等の賃借料

- ア 前号補助金の確定通知書の写し
- イ 収支予算書（様式第3号）
- ウ 賃貸借契約書の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、前項の規定による申請があった場合において、これを審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、規則第7条に規定する通知書により通知するものとする。

（着手届の提出）

第8条 補助事業者は、空き店舗等改装費又は新・改築費及び付帯施設の設置にかかる補助事業に着手したときは、規則第12条第1項に規定する届を市長に提出しなければならない。

（補助事業の変更等）

第9条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、次の各号の一に該当する事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ伊賀市中心市街地空き店舗等活用事業変更（中止・廃止・完了期限延長）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1） 事業費の5分の1以上を変更するとき。
- （2） 事業内容の大幅な変更をするとき。
- （3） 事業を中止するとき。
- （4） 事業実施時期を変更するとき。

2 その他、第1号に該当しない事業計画の変更がある場合は、あらかじめ市長に届けなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、伊賀市中心市街地空き店舗等活用事業変更（中止・廃止・完了期限延長）承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により変更又は中止を承認する場合は、当初の交付決定内容及びこれに付した条件を変更することができる。

（実績報告の提出）

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、伊賀市中心市街地空き店舗等活用事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- （1） 空き店舗等の改装費等及び付帯施設の設置に要する経費
 - ア 補助金等交付決定通知書（写し）
 - イ 収支決算書（様式第7号）

ウ 領収書又は支出を称する書類の写し

エ 工事完成写真

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 空き店舗等の賃借料

ア 補助金等交付決定通知書（写し）

イ 収支決算書（様式第7号）

ウ 領収書又は支出を称する書類の写し

エ 集客に役立つ施設又は店舗等の用に供している写真

オ その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第11条 市長は、前項の規定による完了の報告があった場合において、これを審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、規則第13条第2項の規定による通知書により通知するものとする。

（補助金等の交付）

第12条 空き店舗等の改装費等及び附帯施設の設置に要する経費に係る補助金の交付は、規則第13条第1項の規定により交付すべき補助金等の額を確定した後にこれを行うものとする。

2 空き店舗等の賃借料に係る補助金の交付は、補助金等の交付決定額の範囲内で概算払いをすることができる。この場合、補助事業者は、家賃支払領収書の写しを補助金等概算払申請書（規則様式第6号）に添付して申請するものとする。

（補助の対象の適正管理）

第13条 補助の対象となった建築物等について権利を有する者は、当該建築物等その他の適正な管理に努めなければならない。

（補則）

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年12月10日から施行する。

附 則（平成21年4月1日告示第71号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
空き店舗等の改装費又は新・改築費及び附帯施設の設置に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額	伊賀市中心市街地活性化基本計画で定める商業活性化重点軸内については150万円、それ以外の区域は100万円を限度とする。ただし、初年度に限り1回のみの交付とする。
上記対象となった空き店舗等の賃借料	2分の1以内の額	月額5万円を限度とし、最長12か月とする。

備考

商業活性化重点軸とは、伊賀市中心市街地活性化基本計画で定めた区域の内、市道農人町緑ヶ丘東町線の上野車坂町821番地先から市道農人町八幡町線の起点農人町475番地先まで、農人町八幡町線の起点農人町475番地先から中町新長田橋線の起点中町3000番地先まで、中町新長田橋線の起点中町3000番地先から国道422号の交差点向島3467番地先まで及び上野市駅前地区第一種市街地再開発事業区域周辺（伊賀鉄道株式会社の鉄軌道より南側区域）とする。

様式第1号（第6条関係）

様式第1号の2（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第10条関係）

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

伊賀市長 様

申請者 住所
名 称 (氏名)
代表者 氏 名 ⑩

伊賀市中心市街地空き店舗等活用事業費補助金交付申請書

年度において、伊賀市中心市街地空き店舗等活用事業を実施したいので、伊賀市中心市街地空き店舗等活用事業補助金を交付されたく伊賀市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金等交付申請額 円
- 2 補助事業等の目的
- 3 補助事業等の内容
- 4 添 付 書 類 (1) 事業計画書 (様式第2号)
(2) 収支予算書 (様式第3号)
(3) 位置図
(4) 施行前の写真
(5) 設計図面及び見積書
(6) 賃貸借契約書の写し
(7) 市税完納証明書

年 月 日

伊賀市長 様

申請者 住所
名 称 (氏名)
代表者 氏 名 ⑩

伊賀市中心市街地空き店舗等活用事業費（家賃補助）補助金交付申請書

年度において、伊賀市中心市街地空き店舗等活用事業を実施したいので、伊賀市中心市街地空き店舗等活用事業補助金（家賃補助）を交付されたく伊賀市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金等交付申請額 円

- 2 補助事業等の内 容 事業に係る賃借料
(年 月～ 年 月分)

- 3 添 付 書 類 (1) 改装費補助金の確定通知書の写し
(2) 収支予算書（様式第3号）
(3) 賃貸借契約書の写し

事業計画書

1 事業の名称

2 事業の目的

3 事業の実施時期及び場所

（1）時期 年 月 日から 年 月 日

（2）場所

4 事業の概要

項 目	内 容

5 活用する空き店舗等の状況

（1）所有者の住所及び氏名

（2）月額賃借料及び賃借空き店舗等面積

（3）賃借開始及び満了予定年月日（期間）

6 期待される効果

収 支 予 算 書

収入の部

（単位：千円）

科 目	予 算 額	備 考
1 自己資金 会 費 積立金 その他		
2 補助金 市補助金 その他補助金		
3 寄付金		
4 借入金		
5 その他		
計		

支出の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	積算の基礎
1 改修、新・改築費 整備費		
2 備品購入費		
3 賃借料		
4 その他		
合 計		

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

伊賀市長 様

申請者 住所
名 称 (氏名)
代表者 氏 名 ⑩

伊賀市中心市街地空き店舗等活用事業変更（中止・廃止・完了期限延長）
承認申請書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定を受けました
年度伊賀市中心市街地空き店舗等活用事業を下記のとおり変更（中止・廃止・
完了期限延長）したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業変更（中止・廃止・完了期限延長）の理由

2 事業変更（中止・廃止・完了期限延長）の内容

事業の内容	変更 （中止・廃止・完了期限延 長）前	変更 （中止・廃止・完了期限延 長）後

年 月 日

伊賀市長 様

申請者 住所
名 称 (氏名)
代表者 氏 名 ⑩

伊賀市中心市街地空き店舗等活用事業変更（中止・廃止・完了期限延長）
承認通知書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定しました伊賀市中心市街
地空き店舗等活用事業費補助金に係る補助事業については、年 月 日付け
で提出されました「伊賀市中心市街地空き店舗等活用事業変更（中止・廃止・完了期
限延長）承認申請書」のとおり承認します。

年 月 日

伊賀市長 様

申請者 住所
名 称 (氏名)
代表者 氏 名 ⑩

伊賀市中心市街地空き店舗等活用事業実績報告書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定を受けました
年度伊賀市中心市街地空き店舗等活用事業の実績を伊賀市補助金等交付規則
第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績及び効果

2 添 付 書 類 (1) 補助金等交付決定通知書 (写し)
(2) 収支決算書 (様式第7号)

収 支 決 算 書

収入の部

（単位：円）

科 目	決 算 額	備 考
1 自己資金 会 費 積立金 その他		
2 補助金 市補助金 その他補助金		
3 寄付金		
4 借入金		
5 その他		
計		

支出の部

(単位：円)

科 目	決 算 額	積算の基礎
1 改修、新・改築費 整備費		
2 備品購入費		
3 賃借料		
4 その他		
合 計		

平成22年度

伊賀市中心市街地空き店舗等活用支援事業募集要項

伊賀市では、中心市街地の活性化を図るため、区域内にある空き店舗等を活用して集客に役立つ施設及び店舗を開設する事業者等に開設する事業に必要な経費等（店舗改装費や新・改築費などの費用）に対して補助金を交付します。

1. 補助対象

補助対象者

空き店舗等を活用して事業を行う者で、個人・法人・市民活動団体等が対象となります。

補助対象事業

- (1) 空き店舗等を活用して行う小売業、飲食業、サービス業等（倉庫、駐車場、風俗業、遊戯業、貸金業等は除く。）
- (2) 空き店舗等を活用して行う公益活動事業

補助対象空き店舗等

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）における大規模小売店舗の届出を必要としない店舗等で、従前に店舗等又は住宅及び土地で、現に使用されていない物件。

※ 補助金交付決定後、平成23年3月31日までに実施完了する事業

2. 補助内容

補助額

事業に必要な経費等のうち、次の(1)～(2)にかかる費用の合計額の2分の1以内（千円未満の端数は切捨て）で、商業活性化重点軸内（※1）は150万円、それ以外は100万円を限度とします。

また、(3)にかかる費用の2分の1以内（千円未満の端数は切捨て）で、月額5万円を限度とし最長12か月とします。

- (1) 空き店舗等の改装費又は新・改築費（工事内容については、家主さんの承諾を必ず得てください。）
- (2) 付帯設備の設置費
- (3) 上記対象となった空き店舗等の賃借料

交付条件

- (1) 申請した内容に基づき、継続して1年以上事業を行い、関係の商店街等で積極的かつ継続的に事業を行うこと。
- (2) 中心市街地区域内から他の店舗へ移転したことにより、移転前の店舗等を空き店舗等としないこと。
- (3) 伊賀市ふるさと風景づくり条例（平成20年伊賀市条例第47号）第8条に定める重点区域において、空き店舗等の改修、新築によりその外観が変わる場合は、当該地域の歴史、文化性等を尊重し、街並みや景観形成に配慮すること。
- (4) 市町村税（国民健康保険税を含む。）を滞納していない者であること。

3. 交付申請から補助金交付までの流れ

補助金交付申請 → 審査 → 交付の決定 → 事業着手の届出 → 事業の実施 → 事業実績の報告 → 交付額の確定 → 補助金の請求 → 補助金の交付

4. 募集期間 平成22年7月20日(火)～ 随時

※申請は随時受付を行い審査を実施し、対象者を選定します。補助額が予算に定める金額に達した時点で募集は終了とします。

5. 応募申請

申込み方法

申請書類に必要事項を記入のうえ、平成22年6月11日(金)午後5時までに、産業建設部商工労働観光課へご提出ください。ただし、賃借料にかかる補助金については、改装費補助を受けた事業者に限りますので、改装完了後となります。

申請書類

空き店舗等の改装費又は新・改築費

- (1) 伊賀市中心市街地空き店舗等活用事業費補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 位置図
- (5) 施行前の写真
- (6) 改修、新・改築に係る設計図書及び見積書
- (7) 賃貸借契約書の写し
- (8) 市税完納証明書(市が発行する住民税等の滞納がないことを証明する証明書)
- (9) その他市長が必要と認める書類

空き店舗等の賃借料

- (1) 伊賀市中心市街地空き店舗等活用事業費(家賃補助)補助金交付申請書(様式第1号の2)
- (2) 改装費補助金の確定通知書の写し
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 賃貸借契約書の写し
- (5) その他市長が必要と認めた書類

6. 応募にあたっての注意事項

- (1) すでに開店している店舗や、交付決定の前に店舗の改修工事など事業が始まっている場合は、補助対象外となります。
- (2) 空き店舗の賃貸借契約を締結する際には、補助金で取得した物件については借受人に帰属することを賃貸借契約書に明記してください。
- (3) 交付される補助金の額は、事業開始後に提出していただく実績報告の内容を審査して、最終的に決定されます。

※1 商業活性化重点軸とは、伊賀市中心市街地活性化基本計画で定めた区域の内、市道農人町緑ヶ丘東町線の上野車坂町821番地先から市道農人町八幡町線の起点農人町475番地先まで、農人町八幡町線の起点農人町475番地先から中町新長田橋線の起点中町3000番地先まで、中町新長田橋線の起点中町3000番地先から国道422号の交差点向島3467番地先まで及び上野市駅前地区第一種市街地再開発事業区域周辺(伊賀鉄道株式会社の鉄軌道より南側区域)とする。

7. 審査方法

書類及び書類提出時のヒアリングにより審査を行います。

8. 募集件数 3件程度

■ 提出・問合せ先

伊賀市役所産業建設部商工労働観光課

伊賀市馬場1128番地

電話：0595-43-2306

FAX：0595-43-2311